

令和5年8月28日

海上コンテナ部会
部会員各位

(一社) 兵庫県トラック協会
海上コンテナ部会
事務局

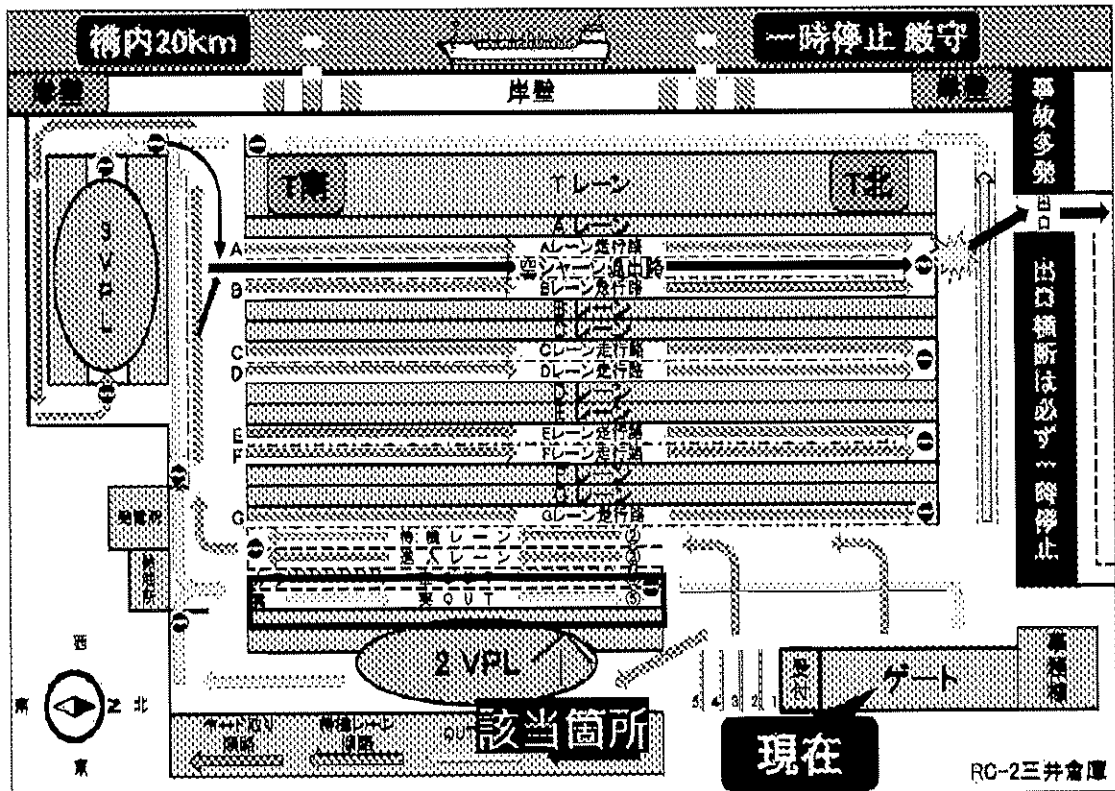
マナーの確認と徹底について

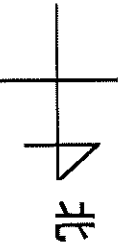
拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当部会運営につきまして格別のご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

令和5年8月5日六甲C2ヤード内(下記地図を参照)において、ドライバーが蔵置コンテナへ向かって立ち小便する姿をヤード作業員が目撃し、その当人へ声をかけようとしたところ、逃げるように立ち去ってしまったとの情報が、三井倉庫株式会社様より当部会に寄せられています。

ついでには、立ち小便行為は軽犯罪法違反(1条26号)に問われる可能性があり、蔵置コンテナや固縛をしているベルト、土地は他人の所有物です。悪質な場合、器物損壊罪(刑法261条)に問われる可能性がありますことをご留意ください。

また、部会員の皆様におかれましては、ドライバーのマナー意識の確認と防止徹底をお願い致します。また、別添地図「三井倉庫C2トイレ配置図」を再度確認の上、ドライバーへご周知いただきますよう宜しくお願い致します。

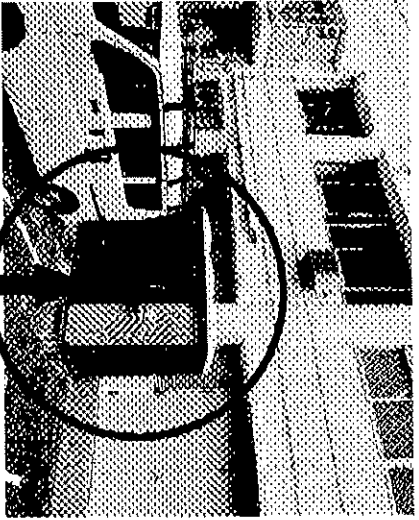




三井倉庫RC2 トイレ案内図

※構内に2ヶ所トイレを設置しています。

①事務所棟裏側



トイレ

ゲート

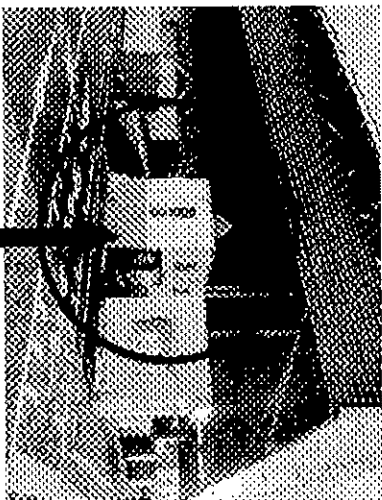
事務所

道路

CFS上屋

※建物内にはトイレはございません。

トイレ



RC2一般車輛出入口

②CFS上屋北東エリア

RC2トイレ出入口

道路

外來トローラー待機ゾーン

道路